

四半期報告書

(第7期第2四半期)

株式会社紀陽ホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【役員の状況】	26
第4 【経理の状況】	27
1 【中間連結財務諸表】	28
2 【その他】	67
3 【中間財務諸表】	68
4 【その他】	75
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	76

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【四半期会計期間】	第7期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社紀陽ホールディングス
【英訳名】	Kiyo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山博臣
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【電話番号】	(073)426-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ企画部グループ統括リーダー 堀切久壽
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	42,739	45,067	44,319	86,213	87,220
連結経常利益	百万円	3,992	6,341	7,774	6,626	11,249
連結中間純利益	百万円	2,146	5,419	5,629	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	5,836	6,637
連結中間包括利益	百万円	—	18,403	14,549	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	9,727
連結純資産額	百万円	150,814	174,541	177,866	158,900	165,994
連結総資産額	百万円	3,521,829	3,609,024	3,703,671	3,673,074	3,771,269
1株当たり純資産額	円	155.58	190.17	194.04	168.08	177.31
1株当たり中間純利益金額	円	2.90	7.42	7.68	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	7.06	8.29
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.15	5.48	5.58	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	5.83	6.70
自己資本比率	%	4.22	4.77	4.74	4.27	4.34
連結自己資本比率 (第二基準)	%	11.08	11.27	11.79	10.90	11.49
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	81,083	21,283	91,913	137,171	△12,767
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△80,926	△34,068	△150,605	△126,125	67,564
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,948	△2,762	△2,637	△5,905	△642
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	54,188	46,551	54,881	62,121	116,236
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員 の平均人員]	人	2,813 [1,239]	2,916 [1,219]	2,909 [1,202]	2,746 [1,226]	2,833 [1,216]

- (注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 3 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
 4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準(国内基準)を採用しております。
 5 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の嘱託及び臨時従業員の平均人員は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
 6 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	百万円	2,935	3,541	3,478	3,037	3,644
経常利益	百万円	2,710	3,302	3,205	2,618	3,193
中間純利益	百万円	2,710	3,300	3,203	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,617	3,189
資本金	百万円	58,350	58,350	58,350	58,350	58,350
発行済株式総数	株	普通株式 739,976,454 優先株式 49,636,500	普通株式 741,163,840 優先株式 49,003,500	普通株式 741,287,025 優先株式 48,875,500	普通株式 741,129,195 優先株式 49,039,500	普通株式 741,215,810 優先株式 48,949,500
純資産額	百万円	137,366	136,658	137,209	136,116	136,638
総資産額	百万円	142,409	142,792	138,078	142,405	137,659
1株当たり中間純利益金額	円	3.67	4.52	4.37	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	2.70	3.57
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.71	3.34	3.18	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	2.59	3.20
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 3.00 第4回第一種優先株式 13.00 第二種優先株式 10.00	普通株式 3.00 第4回第一種優先株式 12.00 第二種優先株式 10.00
自己資本比率	%	96.45	95.70	99.37	95.58	99.25
従業員数	人	58	79	83	77	82

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）のわが国経済は、東日本大震災の影響による生産設備やサプライチェーンの毀損・電力供給の制約などから、生産面を中心に弱い動きとなりました。その後、震災からの復興事業が本格化するにつれ、生産や輸出及び個人消費などには一部持ち直しの動きが見られました。

また、和歌山県や大阪府においても同様の動きが見られたものの、台風12号による影響から和歌山県南部の交通が分断され、観光などに大きな影響を及ぼしました。

このような状況の中で、当社グループは、お客さまとの接点強化による着実な成長を目指す方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

以上のような取り組みの結果、当中間連結会計期間の連結ベースでの業績は、次のとおりとなりました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む。）につきましても、当第2四半期連結累計期間末残高は前連結会計年度末比249億円減少し3兆4,174億円となりました。譲渡性預金が減少しておりますが、個人預金や法人預金は増加しております。貸出金につきましても、当第2四半期連結累計期間末残高は前連結会計年度末比ほぼ横ばいの2兆4,984億円となりました。季節的な要因により公共貸出等が減少しておりますが、中小企業向け貸出や住宅ローンは引き続き増加傾向を維持しております。有価証券につきましても、当第2四半期連結累計期間末残高は前連結会計年度末比1,322億円増加し1兆85億円となりました。

損益面では、次のとおりとなりました。資金利益は、預金利息が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間比1億98百万円増加し258億5百万円となりました。役員取引等利益は、預かり資産販売等に努めた結果、前第2四半期連結累計期間比2億98百万円増加し37億45百万円となりました。また、その他業務利益は、国債等債券売却益が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間比41億95百万円減少し2億11百万円となりました。この結果、連結粗利益は前第2四半期連結累計期間比37億円減少し297億61百万円となりました。また、当社の連結子会社である株式会社紀陽銀行において、退職給付制度の改定を行ったことにより、特別利益14億76百万円を計上いたしました。以上により、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比14億33百万円増加し77億74百万円となり、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比2億10百万円増加し56億29百万円となりました。

セグメントの業績につきましては、当社グループの中心である銀行業セグメントは、上記の要因等により、経常収益は前第2四半期連結累計期間比6億82百万円減少し408億88百万円、経常費用は前第2四半期連結累計期間比20億16百万円減少し337億42百万円、経常利益は前第2四半期連結累計期間比13億34百万円増加し71億45百万円となりました。また、その他のセグメントは、経常収益は前第2四半期連結累計期間比2億18百万円減少し49億84百万円、経常費用は前第2四半期連結累計期間比2億64百万円減少し43億88百万円、経常利益は前第2四半期連結累計期間比47百万円増加し5億96百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間末の連結自己資本比率（第二基準）は、リスクアセット等が前連結会計年度末比25億円増加したものの、中間純利益を着実に計上したことなどにより、自己資本額が前連結会計年度末比56億円増加したことから、前連結会計年度末比0.30%上昇し11.79%となりました。

※連結粗利益＝資金利益（資金運用収益－資金調達費用）＋役員取引等利益（役員取引等収益－役員取引等費用）＋その他業務利益（その他業務収益－その他業務費用）

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、有価証券利息配当金が減少したこと等から資金運用収益が前第2四半期連結累計期間比7億72百万円減少の295億22百万円となり、また預金利息が減少したこと等から資金調達費用が前第2四半期連結累計期間比9億69百万円減少の37億17百万円となったため、前第2四半期連結累計期間比1億98百万円増加の258億5百万円となりました。うち国内業務部門は、242億43百万円となりました。役務取引等収支は、引き続き預かり資産販売等に努めた結果、前第2四半期連結累計期間比2億98百万円増加の37億45百万円となりました。うち国内業務部門は、37億17百万円となりました。その他業務収支は、国債等債券売却益が減少したこと等から前第2四半期連結累計期間比41億95百万円減少の2億11百万円となりました。うち国内業務部門は、△11億56百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	24,073	1,533	25,607
	当第2四半期連結累計期間	24,243	1,561	25,805
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	28,708	2,043	458 30,294
	当第2四半期連結累計期間	27,877	1,920	275 29,522
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	4,634	510	458 4,686
	当第2四半期連結累計期間	3,634	358	275 3,717
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,421	26	3,447
	当第2四半期連結累計期間	3,717	28	3,745
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	5,343	56	5,399
	当第2四半期連結累計期間	5,639	58	5,698
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,921	29	1,951
	当第2四半期連結累計期間	1,922	30	1,952
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	2,646	1,760	4,406
	当第2四半期連結累計期間	△1,156	1,367	211
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	6,966	1,873	8,840
	当第2四半期連結累計期間	3,533	1,578	5,112
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	4,320	113	4,434
	当第2四半期連結累計期間	4,690	211	4,901

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、投資信託・保険販売業務による収益が増加しましたことから、前第2四半期連結累計期間比2億99百万円増加し56億98百万円となりました。うち国内業務部門は、56億39百万円となりました。また、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比1百万円増加し19億52百万円となりました。うち国内業務部門は、19億22百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	5,343	56	5,399
	当第2四半期連結累計期間	5,639	58	5,698
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,271	—	1,271
	当第2四半期連結累計期間	1,333	—	1,333
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,363	55	1,419
	当第2四半期連結累計期間	1,374	58	1,433
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	27	—	27
	当第2四半期連結累計期間	20	—	20
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	85	—	85
	当第2四半期連結累計期間	81	—	81
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	196	—	196
	当第2四半期連結累計期間	191	—	191
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	378	0	379
	当第2四半期連結累計期間	391	0	391
うち投資信託・保険販売業務	前第2四半期連結累計期間	1,068	—	1,068
	当第2四半期連結累計期間	1,303	—	1,303
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,921	29	1,951
	当第2四半期連結累計期間	1,922	30	1,952
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	271	20	291
	当第2四半期連結累計期間	267	22	290

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,290,139	7,000	3,297,140
	当第2四半期連結会計期間	3,385,756	8,963	3,394,719
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,404,412	—	1,404,412
	当第2四半期連結会計期間	1,475,784	—	1,475,784
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,850,067	—	1,850,067
	当第2四半期連結会計期間	1,868,337	—	1,868,337
うちその他	前第2四半期連結会計期間	35,659	7,000	42,659
	当第2四半期連結会計期間	41,634	8,963	50,597
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	35,564	—	35,564
	当第2四半期連結会計期間	22,770	—	22,770
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,325,704	7,000	3,332,704
	当第2四半期連結会計期間	3,408,526	8,963	3,417,489

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,453,306	100.00	2,498,484	100.00
製造業	370,978	15.12	374,962	15.01
農業, 林業	3,882	0.16	2,875	0.11
漁業	1,956	0.08	1,827	0.07
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5,830	0.24	5,711	0.23
建設業	113,765	4.64	111,448	4.46
電気・ガス・熱供給・水道業	5,518	0.23	9,828	0.39
情報通信業	9,601	0.39	9,301	0.37
運輸業, 郵便業	67,058	2.73	66,461	2.66
卸売業, 小売業	287,299	11.71	296,207	11.86
金融業, 保険業	79,566	3.24	72,842	2.92
不動産業, 物品賃貸業	305,270	12.44	318,273	12.74
各種サービス業	180,624	7.36	188,810	7.56
地方公共団体	232,391	9.47	232,403	9.30
その他	789,566	32.19	807,534	32.32
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,453,306	—	2,498,484	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比613億55百万円減少し548億81百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン等の減少などにより919億13百万円(前第2四半期連結累計期間比+706億30百万円)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を主因に△1,506億5百万円(前第2四半期連結累計期間比△1,165億37百万円)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主因に△26億37百万円(前第2四半期連結累計期間比+1億25百万円)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成22年9月30日は基礎的手法を、平成23年9月30日は粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	58,350	58,350	
	うち非累積的永久優先株(注1)	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本剰余金	64,635	64,601	
	利益剰余金	39,702	43,775	
	自己株式(△)	1,235	939	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	—	—	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	為替換算調整勘定	—	—	
	新株予約権	—	—	
	連結子法人等の少数株主持分	2,037	2,108	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	8,959	7,279	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
計 (A)	154,530	160,616		
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	—	—	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—	
	一般貸倒引当金	11,225	10,329	
	負債性資本調達手段等	36,800	38,600	
	うち永久劣後債務(注3)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	36,800	38,600	
計	48,025	48,929		
うち自己資本への算入額	(B)	48,025	48,929	
控除項目	控除項目(注5)	(C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	202,556	209,545
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,646,329	1,646,215	
	オフ・バランス取引等項目	28,507	27,603	
	信用リスク・アセットの額	(E)	1,674,836	1,673,818
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	121,289	103,030
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	9,703	8,242
	計(E)+(F)	(H)	1,796,125	1,776,848
連結自己資本比率(第二基準)=D/H×100(%)		11.27	11.79	
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		8.60	9.03	

(注) 1 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,798,381,105
第一種優先株式	123,734,000
第二種優先株式	8,045,500
第三種優先株式	6,000,000
計	1,936,160,605

- (注) 1 発行可能株式総数につき、「普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。
- 2 定款上の「発行可能株式総数」では、普通株式は1,800,000,000株、第一種優先株式160,000,000株、第二種優先株式10,000,000株、第三種優先株式30,000,000株となっておりますが、普通株式については子銀行より買取った自己株式1,618,895株を消却したことにより1,798,381,105株となり、優先株式については当第2四半期会計期間末までに消却により、第一種優先株式、第二種優先株式、及び第三種優先株式の発行可能株式総数はそれぞれ36,266,000株、1,954,500株、24,000,000株減少し、それぞれ123,734,000株、8,045,500株、6,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	741,287,025	745,017,053	東京証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)2,3,4
第二種優先株式(注)1	3,875,500	— (注)1	—	(注)2,3,4,5,6,7,8
第4回第一種優先株式(注)1	45,000,000	45,000,000	—	(注)2,3,4,5,7,9
計	790,162,525	790,017,053	—	—

- (注) 1 当社が発行する優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。なお、第二種優先株式につきましては、平成23年10月1日付一斉取得を行い、平成23年10月31日に全株消却いたしました。
- 2 当社の単元株式数は、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき、1,000株であります。
- 3 提出日現在発行数には、平成23年11月1日から当四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。
- 4 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、各種優先株式の議決権につきましては、以下の8(3)及び9(3)の「議決権」に記載のとおりであり、これらの種類株式は、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

- 5 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」である優先株式の特質につきましては、普通株式を対価とする取得請求権の行使に際して、株価の変動による取得価額の変動により受取普通株式数は増減し、その修正基準・頻度及び行使価額の下限を定めており、これらの詳細については以下の、8(6)・(7)及び9(5)・(6)の「普通株式を対価とする取得の請求」及び「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。
- また、当社全優先株式について、期間内において取得請求のなかった全てを一斉取得する旨を定めており、その詳細については以下の8(7)及び9(6)の「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。
- 6 当該第二種優先株式については、当社の定める日に全部または一部を買い入れ取得することができる旨を定めており、その詳細については、8(5)の「金銭を対価とする取得条項に関する定め」に記載のとおりであります。
- 7 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決め、及び提出者の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間での取決めはありません。
- 8 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。
- (1)優先配当金
- 第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。
- ①優先配当金
- 期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき年10円の期末配当金(以下「第二種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二種優先中間配当金を控除した額とする。
- ②非累積条項
- ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③非参加条項
- 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④優先中間配当金
- 中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき5円の優先中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (2)残余財産の分配
- 残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき500円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (3)議決権
- 第二種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。
- (4)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- 法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。
- 第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (5)金銭を対価とする取得条項に関する定め
- 当社は、平成23年9月30日までの会社が別に定める日に、当該第二種優先株式の全部または一部を買い入れ取得することができる。なお、一部買い入れ取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、第二種優先株式1株につき500円に取得日の属する事業年度における第二種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算をした額(円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(6) 普通株式を対価とする取得の請求

第二種優先株主は、当社が第二種優先株式を取得するのと引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成18年10月1日の時価とする。ただし、当該時価が519円50銭を下回るときは、519円50銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。平成18年10月1日の時価とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日から平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第二種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a)取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合
調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- (d) 当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)とする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
(a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
(b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
(c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、
(d) 上記(ア)(d)の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。
- ⑤ 取得請求により交付すべき普通株式数
第二種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。
取得請求により交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{第二種優先株主が取得請求のために提出した第二種優先株式数} \times 500\text{円}}{\text{取得価額}}$
取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ⑥ 取得請求により交付する株式の内容
株式会社紀陽ホールディングス普通株式
- ⑦ 取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- ⑧ 取得請求の効力の発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は平成23年9月30日までに取得請求のなかった第二種優先株式の全てを、平成23年10月1日をもって取得し、第二種優先株式1株につき500円を平成23年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が519円50銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回る時は、第二種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 優先順位

第二種優先株式の第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の第一種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

9 第4回第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第4回第一種優先株式を有する株主(以下「第4回第一種優先株主」という。)または第4回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第4回第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

① 優先配当金

当社が定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。以下「第4回第一種優先配当金」という。)を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

② 非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、第4回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

当社が定款第48条に定める中間配当を行うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第4回第一種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3)議決権

第4回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第4回第一種優先株主は、定時株主総会に第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第4回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第4回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5)普通株式を対価とする取得の請求

第4回第一種優先株主は、当社が第4回第一種優先株式を取得すると引換に、当社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日までとする。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成23年10月1日の時価とする。「時価」とは、平成23年10月1日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記④に準じて調整される。

③取得価額の修正

平成23年10月2日から平成28年9月1日までの毎月1日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記④に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

④取得価額の調整

(ア)取得価額(上記③の下限取得価額を含む。)は、当社が第4回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される(以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)
- 調整後取得価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合(無償割当に関しては、当会社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。)
- 調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- (c) 当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)(新株予約権を含む。以下同じ。)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合
- 調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の終わりに、発行(無償割当てを含む。)または交付される証券(権利)の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして(ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当会社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして)、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行(無償割当てを含む。)または交付された証券(権利)のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整前に、上記④(ア)(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式数を加えたものとする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

- (カ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、
- 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
 - 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
 - 上記(ア)(c)の、当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額(取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額)(その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない場合は、当該価額が確定した時点における当該価額)をそれぞれいうものとする。
- (キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。
- ⑤取得請求により交付すべき普通株式数
第4回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回第一種優先株主が取得請求に際して提出した第4回第一種優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- ⑥取得請求により交付する株式の内容
株式会社紀陽ホールディングス普通株式

- ⑦取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

- ⑧取得請求の効力の発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第4回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

- (6)普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成28年9月30日までに取得請求のなかった第4回第一種優先株式の全てを、平成28年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第4回第一種優先株主に対して、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。なお、上記45取引日の間に、上記(5)④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、当社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

- (7)優先順位

第4回第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当会社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①第二種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成23年7月1日から 平成23年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数 (株)	54,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	51,966
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	519.5
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (株)	1,954,500
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	1,881,008
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	519.5
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	—

(注) 当第2四半期会計期間末以降、平成23年10月1日付一斉取得により当該第二種優先株式3,875,500株を取得し、普通株式3,730,028株を交付いたしました。

②第4回第一種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成23年7月1日から 平成23年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数 (株)	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (株)	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	—

(注) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る取得請求権の行使開始時期は、平成23年10月1日と
なっていることより、当第2四半期会計期間において記載する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額(百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	普通株式 51 第二種 優先株式 △54 第4回第一種 優先株式 —	普通株式 741,287 第二種 優先株式 3,875 第4回第一種 優先株式 45,000	—	58,350	—	47,044

- (注) 1 当第2四半期会計期間中において、第二種優先株式を54千株取得し、当該優先株の取得請求権の行使により、普通株式が51千株増加いたしました。また、第1四半期会計期間に取得した第二種優先株式20千株とあわせて消却を実施したことに伴い、第二種優先株式が74千株減少しました。
- 2 当第2四半期会計期間末以降、平成23年10月1日付一斉取得により第二種優先株式3,875千株を取得し、普通株式3,730千株を交付いたしました。また、取得した第二種優先株式3,875千株につきましては、平成23年10月31日に全株消却いたしました。
- 3 なお、平成23年11月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は確認できませんので記載しておりません。

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46-1	45,000	5.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	24,910	3.15
紀陽フィナンシャルグループ従 業員持株会	和歌山市本町1丁目35	13,968	1.76
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	13,458	1.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	12,000	1.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,519	1.20
株式会社湊組	和歌山市湊2丁目12-24	9,131	1.15
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	8,400	1.06
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.90
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15-2	7,059	0.89
計	—	150,560	19.05

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 34,429千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 13,458千株

2 株式会社整理回収機構の全株式は議決権を有しない第4回第一種優先株式であり、株式会社湊組、株式会社島精機製作所は議決権を有しない第二種優先株式をそれぞれ、40千株、100千株含んでおります。

3 平成19年1月18日付にて提出された、りそな信託銀行株式会社、預金保険機構および株式会社整理回収機構を共同保有者とする大量保有報告書により、平成19年1月15日現在で、それぞれ以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。そのなかで、共同保有者として記載されている株式会社整理回収機構の保有株式数の内容は、当社の当第2四半期会計期間末の優先株式の株主名簿上の記載内容と一致しておりますので大株主の状況の所有株式数別に記載しておりますが、りそな信託銀行株式会社、預金保険機構については、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

(大量保有報告書の内容)

氏名または名称	住 所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有割 合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	6,800	0.92
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	3,364	0.46

(注) 上記保有株券等の数および株券等保有割合は大量保有報告書に記載されているものを転記しております。

② 所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	24,910	3.37
紀陽フィナンシャルグループ従 業員持株会	和歌山市本町1丁目35	13,968	1.89
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	13,458	1.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	12,000	1.62
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,519	1.28
株式会社湊組	和歌山市湊2丁目12-24	9,091	1.23
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	8,300	1.12
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.96
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15-2	7,059	0.95
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	6,981	0.94
計	—	112,400	15.22

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 3,875,000 第4回第一種優先株式 45,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,011,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 738,030,000	738,030	(注) 2
単元未満株式	普通株式 2,246,025 第二種優先株式 500	—	1単元未満の株式(注) 3
発行済株式総数	普通株式 741,287,025 優先株式 48,875,500	—	—
総株主の議決権	—	738,030	—

- (注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
 2 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。
 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式800株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35	1,011,000	—	1,011,000	0.13
計	—	1,011,000	—	1,011,000	0.13

- (注) 上記のほか、連結財務諸表および財務諸表において自己株式と認識している当社株式が6,930,000株あります。これは従業員株式所有制度の導入に伴い、当第2四半期会計期間末において「野村信託銀行株式会社(紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託口)」(以下「信託口」という。)が所有している当社株式であり、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	116,236	54,881
コールローン及び買入手形	172,972	30,263
買入金銭債権	3,497	3,138
商品有価証券	4,119	2,811
有価証券	※7, ※12 876,262	※7, ※12 1,008,507
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,498,564	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,498,484
外国為替	※6 1,858	※6 1,836
その他資産	※7 32,723	※7 44,709
有形固定資産	※9 34,323	※9 33,720
無形固定資産	16,456	14,989
繰延税金資産	28,788	22,104
支払承諾見返	16,405	15,841
貸倒引当金	△30,938	△27,618
資産の部合計	3,771,269	3,703,671
負債の部		
預金	※7 3,358,689	※7 3,394,719
譲渡性預金	83,771	22,770
債券貸借取引受入担保金	※7 52,168	※7 5,958
借入金	※10 25,455	※10 22,359
外国為替	38	65
社債	※11 15,000	※11 18,000
その他負債	52,662	45,104
退職給付引当金	28	28
役員退職慰労引当金	32	32
睡眠預金払戻損失引当金	636	564
偶発損失引当金	384	359
支払承諾	16,405	15,841
負債の部合計	3,605,274	3,525,804
純資産の部		
資本金	58,350	58,350
資本剰余金	64,609	64,601
利益剰余金	40,921	43,775
自己株式	△1,089	△939
株主資本合計	162,791	165,787
その他有価証券評価差額金	830	9,620
繰延ヘッジ損益	219	327
その他の包括利益累計額合計	1,050	9,947
少数株主持分	2,153	2,131
純資産の部合計	165,994	177,866
負債及び純資産の部合計	3,771,269	3,703,671

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	45,067	44,319
資金運用収益	30,294	29,522
(うち貸出金利息)	22,960	22,902
(うち有価証券利息配当金)	7,203	6,447
役務取引等収益	5,399	5,698
その他業務収益	8,840	5,112
その他経常収益	532	※1 3,985
経常費用	38,725	36,545
資金調達費用	4,686	3,717
(うち預金利息)	3,960	3,062
役務取引等費用	1,951	1,952
その他業務費用	4,434	4,901
営業経費	21,802	21,167
その他経常費用	※2 5,850	※2 4,805
経常利益	6,341	7,774
特別利益	3,657	1,491
固定資産処分益	—	15
貸倒引当金戻入益	2,756	—
償却債権取立益	901	—
退職給付制度改定益	—	1,476
特別損失	1,048	24
固定資産処分損	4	16
減損損失	※3 794	※3 7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	249	—
税金等調整前中間純利益	8,951	9,241
法人税、住民税及び事業税	360	315
法人税等調整額	3,114	3,272
法人税等合計	3,475	3,587
少数株主損益調整前中間純利益	5,475	5,653
少数株主利益	56	24
中間純利益	5,419	5,629

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	5,475	5,653
その他の包括利益	12,927	8,896
その他有価証券評価差額金	12,926	8,788
繰延ヘッジ損益	0	107
中間包括利益	18,403	14,549
親会社株主に係る中間包括利益	18,352	14,526
少数株主に係る中間包括利益	50	23

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	58,350	58,350
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,350	58,350
資本剰余金		
当期首残高	64,630	64,609
当中間期変動額		
自己株式の処分	4	△7
当中間期変動額合計	4	△7
当中間期末残高	64,635	64,601
利益剰余金		
当期首残高	37,099	40,921
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,816	△2,775
中間純利益	5,419	5,629
当中間期変動額合計	2,603	2,853
当中間期末残高	39,702	43,775
自己株式		
当期首残高	△1,288	△1,089
当中間期変動額		
自己株式の取得	△85	△1
自己株式の処分	139	151
当中間期変動額合計	53	149
当中間期末残高	△1,235	△939
株主資本合計		
当期首残高	158,791	162,791
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,816	△2,775
中間純利益	5,419	5,629
自己株式の取得	△85	△1
自己株式の処分	144	143
当中間期変動額合計	2,661	2,996
当中間期末残高	161,452	165,787

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,897	830
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,932	8,789
当中間期変動額合計	12,932	8,789
当中間期末残高	11,035	9,620
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△1	219
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	107
当中間期変動額合計	0	107
当中間期末残高	△0	327
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,899	1,050
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,933	8,897
当中間期変動額合計	12,933	8,897
当中間期末残高	11,034	9,947
少数株主持分		
当期首残高	2,008	2,153
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	45	△21
当中間期変動額合計	45	△21
当中間期末残高	2,054	2,131
純資産合計		
当期首残高	158,900	165,994
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,816	△2,775
中間純利益	5,419	5,629
自己株式の取得	△85	△1
自己株式の処分	144	143
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,979	8,875
当中間期変動額合計	15,640	11,871
当中間期末残高	174,541	177,866

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	8,951	9,241
減価償却費	1,934	2,037
減損損失	794	7
のれん償却額	839	841
貸倒引当金の増減 (△)	△5,727	△3,319
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	0	0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△7	—
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△91	△72
偶発損失引当金の増減 (△)	△34	△25
資金運用収益	△30,294	△29,522
資金調達費用	4,686	3,717
有価証券関係損益 (△)	△896	3,140
為替差損益 (△は益)	6,458	6,667
固定資産処分損益 (△は益)	4	1
商品有価証券の純増 (△) 減	349	1,307
貸出金の純増 (△) 減	△7,777	80
預金の純増減 (△)	26,940	36,030
譲渡性預金の純増減 (△)	△91,767	△61,001
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△4,106	△96
コールローン等の純増 (△) 減	74,978	143,067
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	20,877	—
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△25,755	△46,209
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△172	22
外国為替 (負債) の純増減 (△)	54	27
資金運用による収入	30,476	29,925
資金調達による支出	△3,951	△3,522
その他	14,958	△91
小計	21,723	92,252
法人税等の支払額	△439	△339
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,283	91,913
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△334,424	△371,672
有価証券の売却による収入	251,035	120,733
有価証券の償還による収入	51,490	101,088
有形固定資産の取得による支出	△1,360	△320
有形固定資産の売却による収入	—	14
無形固定資産の取得による支出	△808	△443
資産除去債務の履行による支出	—	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,068	△150,605

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△3,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	3,000
配当金の支払額	△2,816	△2,775
少数株主への配当金の支払額	△4	△4
自己株式の取得による支出	△85	△1
自己株式の売却による収入	144	143
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,762	△2,637
現金及び現金同等物に係る換算差額	△23	△24
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△15,570	△61,354
現金及び現金同等物の期首残高	62,121	116,236
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 46,551	※1 54,881

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

		当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
(1) 連結子会社	7社	
株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー		
(2) 非連結子会社	0社	

2 持分法の適用に関する事項

		当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社	0社	
(2) 持分法適用の関連会社	0社	
(3) 持分法非適用の非連結子会社	0社	
(4) 持分法非適用の関連会社	0社	

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

		当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。		
9月末日	7社	

4 会計処理基準に関する事項

		当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：5年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、主として10年間の均等償却を行っております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は86,318百万円（前連結会計年度末は86,505百万円）であります。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)					
(6) 退職給付引当金の計上基準	<p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">過去勤務債務</td> <td>発生時に全額を損益処理</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異</td> <td>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>銀行業を営む連結子会社は、平成23年 4月 1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。</p> <p>この移行に伴い、退職給付債務が1,476百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。この過去勤務債務については、銀行業を営む連結子会社の会計処理方針に従い、当中間連結会計期間において一括償却を行い、退職給付制度改定益1,476百万円を特別利益として計上しております。</p>	過去勤務債務	発生時に全額を損益処理	数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
過去勤務債務	発生時に全額を損益処理				
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理				
(7) 役員退職慰労引当金の計上基準	<p>銀行業を営む連結子会社は、役員退職慰労金について、平成16年 6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>				
(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準	<p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>				
(9) 偶発損失引当金の計上基準	<p>信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>				
(10) 外貨建資産・負債の換算基準	<p>銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>				
(11) リース取引の処理方法	<p>(借手側)</p> <p>連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年 3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p>				
(12) 収益及び費用の計上基準	<p>ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>				
(13) 重要なヘッジ会計の方法	<p>銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ手法に高い有効性が見込まれることから、有効性の判定は省略しております。</p>				
(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。</p>				
(15) 消費税等の会計処理	<p>当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>				

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については、遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券399百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,953百万円、延滞債権額は82,790百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は54百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,909百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,708百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,743百万円であります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,878百万円、延滞債権額は77,326百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,241百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,464百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,936百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="252 353 788 421"> <tr> <td>有価証券</td> <td>151,923百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>159百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="252 461 788 528"> <tr> <td>預金</td> <td>9,919百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>48,882百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、先渡取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,210百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,448百万円であります。</p>	有価証券	151,923百万円	その他資産	159百万円	預金	9,919百万円	債券貸借取引受入担保金	48,882百万円	<p>※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="884 353 1420 421"> <tr> <td>有価証券</td> <td>104,613百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>159百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="884 461 1420 528"> <tr> <td>預金</td> <td>5,505百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>2,673百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、先渡取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券71,851百万円及びその他資産37百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金敷金は1,400百万円であります。</p>	有価証券	104,613百万円	その他資産	159百万円	預金	5,505百万円	債券貸借取引受入担保金	2,673百万円
有価証券	151,923百万円																
その他資産	159百万円																
預金	9,919百万円																
債券貸借取引受入担保金	48,882百万円																
有価証券	104,613百万円																
その他資産	159百万円																
預金	5,505百万円																
債券貸借取引受入担保金	2,673百万円																
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、325,402百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が317,205百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、318,399百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が309,541百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 42,044百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 42,753百万円</p>																
<p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金24,000百万円が含まれております。</p>	<p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>																
<p>※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>																
<p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は14,507百万円であります。</p>	<p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は15,214百万円であります。</p>																

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																																								
<p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,494百万円、株式等償却1,508百万円及び貸出債権譲渡損6百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間連結会計期間において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額794百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(株式会社紀陽銀行)</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>営業店舗 2か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">152百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 4か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>事業用資産</td> <td>動産、 ソフトウェア等</td> <td style="text-align: right;">634百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">794百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152百万円	和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7百万円	和歌山 県内	事業用資産	動産、 ソフトウェア等	634百万円	合計			794百万円	<p>※1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益2,403百万円及び償却債権取立益983百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却2,214百万円、貸出金償却1,502百万円及び貸出債権譲渡損5百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間連結会計期間において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(株式会社紀陽銀行)</td> </tr> <tr> <td>和歌山 県内</td> <td>遊休資産 4か所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	(株式会社紀陽銀行)				和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7百万円	合計			7百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																						
(株式会社紀陽銀行)																																									
和歌山 県内	営業店舗 2か所	土地	152百万円																																						
和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7百万円																																						
和歌山 県内	事業用資産	動産、 ソフトウェア等	634百万円																																						
合計			794百万円																																						
地域	主な用途	種類	減損損失																																						
(株式会社紀陽銀行)																																									
和歌山 県内	遊休資産 4か所	土地	7百万円																																						
合計			7百万円																																						

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	741,129	34	—	741,163	(注) 1
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	4,039	—	36	4,003	(注) 2
合計	790,168	34	36	790,167	—
自己株式					
普通株式	10,759	700	1,201	10,259	(注) 3
第二種優先株式	20	36	36	20	(注) 4
合計	10,779	736	1,237	10,279	—

(注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。

2 発行済株式における第二種優先株式数の減少は、消却によるものであります。

3 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(368千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(332千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるもの(19千株)及び従業員持株会専用信託が売却した当社株式(1,182千株)によるものであります。

4 自己株式における第二種優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月 29日定時株主 総会	普通株式	2,221	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第4回第一種優先株式	585	13.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	40	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	741,215	71	—	741,287	(注) 1
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	3,949	—	74	3,875	(注) 2
合計	790,165	71	74	790,162	—
自己株式					
普通株式	9,240	15	1,314	7,941	(注) 3
第二種優先株式	—	74	74	—	(注) 4
合計	9,240	89	1,388	7,941	—

- (注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。
- 2 発行済株式における第二種優先株式数の減少は、消却によるものであります。
- 3 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるもの(1千株)及び従業員持株会専用信託が売却した当社株式(1,313千株)によるものであります。
- 4 自己株式における第二種優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月 29日定時株主 総会	普通株式	2,220	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第4回第一種優先株式	540	12.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第二種優先株式	39	10.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている「現金預け金」の金額は一致しております。	※1 同左

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	2,610	1,582	1,027
無形固定資産	—	—	—
合計	2,610	1,582	1,027

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	2,080	1,381	698
無形固定資産	—	—	—
合計	2,080	1,381	698

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	329	261
1年超	698	437
合計	1,027	698

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末 (年度末) 残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末 (年度末) 残高が有形固定資産の中間連結会計期間末 (年度末) 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	186	164
減価償却費相当額	186	164

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	7	5
1年超	15	12
合 計	22	18

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	116,236	116,236	—
(2) コールローン及び買入手形	172,972	172,972	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	173,889	175,746	1,857
その他有価証券	699,612	699,612	—
(4) 貸出金	2,498,564		
貸倒引当金(*1)	△26,887		
	2,471,677	2,486,574	14,897
資産計	3,634,387	3,651,142	16,754
(1) 預金	3,358,689	3,362,994	4,304
(2) 譲渡性預金	83,771	83,771	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	52,168	52,165	△2
(4) 借入金	25,455	25,750	294
(5) 社債	15,000	15,074	74
負債計	3,535,085	3,539,756	4,670
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(154)	(154)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	837	837	—
デリバティブ取引計	682	682	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。非公募私募債については、(4)貸出金

の時価算定方法と同様の方法によっております。

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当社では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、将来のキャッシュ・フローを同様の取引において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金、及び(5) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当社グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（先渡取引）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル、取引所の価格等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	2,536
② 組合出資金(*3)	224
合 計	2,761

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について200百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

II 当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	54,881	54,881	—
(2) コールローン及び買入手形	30,263	30,263	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	174,344	174,511	167
その他有価証券	831,387	831,387	—
(4) 貸出金	2,498,484		
貸倒引当金(*1)	△23,685		
	2,474,798	2,488,273	13,474
資産計	3,565,676	3,579,318	13,641
(1) 預金	3,394,719	3,397,820	3,100
(2) 譲渡性預金	22,770	22,770	—
(3) 借入金	22,359	22,898	539
(4) 社債	18,000	18,543	543
負債計	3,457,849	3,462,033	4,184
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	784	784	—
ヘッジ会計が適用されているもの	729	729	—
デリバティブ取引計	1,514	1,514	—

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。非公募私募債については、(4)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

一部の変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当社では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金、及び(4) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当行グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（先渡取引）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル、取引所の価格等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1)	2,509
② 組合出資金 (* 2)	266
合 計	2,775

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	133,999	135,392	1,393
	地方債	14,378	14,681	302
	社債	16,662	16,837	174
	その他	5,999	6,007	7
	外国債券	5,999	6,007	7
	小計	171,040	172,918	1,877
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	2,848	2,828	△ 20
	外国債券	2,848	2,828	△ 20
	小計	2,848	2,828	△ 20
合 計		173,889	175,746	1,857

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	12,751	9,922	2,828
	債券	290,218	284,387	5,831
	国債	81,869	80,734	1,134
	地方債	157,891	154,171	3,720
	社債	50,457	49,481	976
	その他	100,486	98,752	1,734
	外国債券	98,581	97,117	1,464
	その他	1,904	1,634	269
	小計	403,456	393,061	10,394
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	23,304	27,590	△ 4,286
	債券	141,806	142,708	△ 902
	国債	72,698	72,864	△ 166
	地方債	31,052	31,399	△ 347
	社債	38,055	38,443	△ 387
	その他	132,330	140,128	△ 7,797
	外国債券	118,808	123,752	△ 4,943
	その他	13,521	16,375	△ 2,854
小計	297,440	310,426	△ 12,986	
合 計		700,897	703,488	△ 2,591

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、964百万円（すべて株式）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	83,275	83,805	529
	地方債	14,382	14,673	290
	社債	8,589	8,710	120
	その他	1,766	1,801	34
	外国債券	1,766	1,801	34
	小計	108,014	108,990	976
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	66,330	65,521	△809
	小計	66,330	65,521	△809
合 計		174,344	174,511	167

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,725	8,184	2,541
	債券	530,946	519,035	11,910
	国債	246,711	243,122	3,589
	地方債	179,113	172,439	6,673
	社債	105,120	103,472	1,647
	その他	121,148	115,189	5,959
	外国債券	117,908	112,054	5,854
	その他	3,240	3,134	105
	小計	662,820	642,408	20,411
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19,887	23,703	△3,816
	債券	25,932	26,002	△70
	国債	7,992	7,999	△7
	地方債	5,113	5,114	△1
	社債	12,827	12,888	△61
	その他	123,932	130,577	△6,645
	外国債券	111,801	116,859	△5,058
	その他	12,130	13,717	△1,587
小計	169,752	180,283	△10,531	
合 計		832,572	822,692	9,879

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて、4,178百万円（うち、株式2,214百万円、その他1,963百万円）を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,258
その他有価証券	3,258
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,403
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	854
(△)少数株主持分相当額	24
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	830

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	15,385
その他有価証券	15,385
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	5,742
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,643
(△)少数株主持分相当額	23
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	9,620

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	237,429	193,163	266	266
	為替予約				
	売建	24,322	—	△431	△431
	買建	2,458	—	11	11
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△154	△154

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,603	—	467
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	467

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	先渡取引	株式	2,673	2,673	369
	合計	—	—	—	369

(注) 時価の算定
東京証券取引所における最終の価格等によっております。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	211,694	171,995	243	243
	為替予約				
	売建	80,758	23	544	544
	買建	2,164	—	△2	△2
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	784	784

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	832	—	180
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	180

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	先渡取引	株式	2,673	2,673	549
	合計	—	—	—	549

(注) 時価の算定
東京証券取引所における最終の価格等によっております。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心として各種金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループでは、取締役会や代表取締役社長の最高協議機関である経営会議において、経営資源の配分や業績の評価を定期的に行っており、その評価単位については、銀行業務を営む株式会社紀陽銀行の計数を主としております。

従いまして、当社グループにおいては、「銀行業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	41,349	3,717	45,067	—	45,067
セグメント間の内部経常収益	221	1,484	1,705	△1,705	—
計	41,570	5,202	46,772	△1,705	45,067
セグメント利益	5,811	549	6,361	△19	6,341
セグメント資産	3,604,148	24,852	3,629,001	△19,977	3,609,024
セグメント負債	3,433,854	18,022	3,451,876	△17,393	3,434,483
その他の項目					
減価償却費	1,850	83	1,934	—	1,934
資金運用収益	30,198	185	30,384	△90	30,294
資金調達費用	4,692	80	4,772	△86	4,686
特別利益	4,046	△231	3,814	△157	3,657
(貸倒引当金戻入益)	(3,390)	(△477)	(2,913)	(△157)	(2,756)
(償却債権取立益)	(655)	(245)	(901)	—	(901)
特別損失	1,048	0	1,048	—	1,048
(固定資産処分損)	(4)	(0)	(4)	—	(4)
(減損損失)	(794)	—	(794)	—	(794)
(資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額)	(249)	—	(249)	—	(249)
税金費用	3,247	228	3,475	—	3,475
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,101	202	2,304	—	2,304

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務、電子計算機関連業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 経常収益の調整額△1,705百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント利益の調整額△19百万円は、セグメント間取引消去であります。

- (3) セグメント資産の調整額△19,977百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) セグメント負債の調整額△17,393百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (5) 資金運用収益の調整額△90百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (6) 資金調達費用の調整額△86百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (7) 特別利益における貸倒引当金戻入益の調整額△157百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心として各種金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループでは、取締役会や代表取締役社長の最高協議機関である経営会議において、経営資源の配分や業績の評価を定期的に行っており、その評価単位については、銀行業務を営む株式会社紀陽銀行の計数を主としております。

従いまして、当社グループにおいては、「銀行業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント 銀行業	その他	合 計	調整額	中間連結財務諸 表計上額
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	40,702	3,666	44,368	△49	44,319
セグメント間の内部 経常収益	185	1,318	1,504	△1,504	—
計	40,888	4,984	45,872	△1,553	44,319
セグメント利益	7,145	596	7,742	31	7,774
セグメント資産	3,692,451	25,410	3,717,862	△14,190	3,703,671
セグメント負債	3,519,688	17,721	3,537,409	△11,604	3,525,804
その他の項目					
減価償却費	1,944	92	2,037	—	2,037
資金運用収益	29,467	128	29,596	△73	29,522
資金調達費用	3,718	70	3,788	△71	3,717
特別利益	1,491	—	1,491	—	1,491
(固定資産処分益)	(15)	—	(15)	—	(15)
(退職給付制度改定益)	(1,476)	—	(1,476)	—	(1,476)
特別損失	24	0	24	—	24
(固定資産処分損)	(16)	(0)	(16)	—	(16)
(減損損失)	(7)	—	(7)	—	(7)
税金費用	3,436	164	3,601	△13	3,587
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	758	79	837	—	837

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務、電子計算機関連業務を含んでおります。
3. 調整額は、以下のとおりであります。
 - (1) 経常収益における外部顧客に対する経常収益の調整額△49百万円は、「その他」の貸倒引当金繰入額であり、セグメント間の内部経常収益の調整額△1,504百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント利益の調整額△31百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (3) セグメント資産の調整額△14,190百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (4) セグメント負債の調整額△11,604百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (5) 資金運用収益の調整額△73百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6) 資金調達費用の調整額△71百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7) 税金費用の調整額△13百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,093	13,467	8,505	45,067

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	26,203	9,458	8,656	44,319

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合 計
	銀行業		
減損損失	794	—	794

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合 計
	銀行業		
減損損失	7	—	7

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合 計
	銀行業		
当中間期償却額	839	—	839
当中間期末残高	8,959	—	8,959

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合 計
	銀行業		
当中間期償却額	839	1	841
当中間期末残高	7,279	—	7,279

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	177.31	194.04

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	165,994	177,866
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	36,207	35,568
うち少数株主持分	百万円	2,153	2,131
うち優先株式発行金額	百万円	33,474	33,437
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	579	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	129,787	142,297
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	731,974	733,345

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.42	7.68
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	5,419	5,629
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	5,419	5,629
普通株式の期中平均株式数	千株	730,634	732,716
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	5.48	5.58
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	257,884	275,315
うち優先株式	千株	257,884	275,315
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	331	235
有価証券	5,500	5,999
その他	699	698
流動資産合計	6,531	6,933
固定資産		
有形固定資産	*1 0	*1 16
無形固定資産	0	—
投資その他の資産		
関係会社株式	131,128	131,128
投資その他の資産合計	131,128	131,128
固定資産合計	131,128	131,144
資産合計	137,659	138,078
負債の部		
流動負債		
リース債務	—	2
未払法人税等	10	8
その他	35	35
流動負債合計	45	46
固定負債		
長期借入金	942	780
リース債務	—	13
その他	33	28
固定負債合計	975	822
負債合計	1,020	869
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,350	58,350
資本剰余金		
資本準備金	47,044	47,044
その他資本剰余金	23,985	23,977
資本剰余金合計	71,029	71,022
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,348	8,776
利益剰余金合計	8,348	8,776
自己株式	△1,089	△939
株主資本合計	136,638	137,209
純資産合計	136,638	137,209
負債純資産合計	137,659	138,078

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業収益	3,541	3,478
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 240	※1 278
営業費用合計	240	278
営業利益	3,301	3,200
営業外収益	※2 89	※2 13
営業外費用	※3 88	※3 8
経常利益	3,302	3,205
税引前中間純利益	3,302	3,205
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	0	△0
法人税等合計	1	1
中間純利益	3,300	3,203

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	58,350	58,350
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,350	58,350
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	47,044	47,044
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	47,044	47,044
その他資本剰余金		
当期首残高	23,980	23,985
当中間期変動額		
自己株式の処分	4	△7
当中間期変動額合計	4	△7
当中間期末残高	23,985	23,977
資本剰余金合計		
当期首残高	71,025	71,029
当中間期変動額		
自己株式の処分	4	△7
当中間期変動額合計	4	△7
当中間期末残高	71,030	71,022
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,976	8,348
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,817	△2,775
中間純利益	3,300	3,203
当中間期変動額合計	483	428
当中間期末残高	8,459	8,776
自己株式		
当期首残高	△1,235	△1,089
当中間期変動額		
自己株式の取得	△85	△1
自己株式の処分	139	151
当中間期変動額合計	53	149
当中間期末残高	△1,181	△939

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	136,116	136,638
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,817	△2,775
中間純利益	3,300	3,203
自己株式の取得	△85	△1
自己株式の処分	144	143
当中間期変動額合計	541	570
当中間期末残高	136,658	137,209
純資産合計		
当期首残高	136,116	136,638
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,817	△2,775
中間純利益	3,300	3,203
自己株式の取得	△85	△1
自己株式の処分	144	143
当中間期変動額合計	541	570
当中間期末残高	136,658	137,209

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法 (定額法)
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品：4～6年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 0百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの 関係会社貸付金利息 81百万円	※2 営業外収益のうち主要なもの 雑収入 12百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 69百万円	※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 5百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,534	700	1,201	10,034	(注) 1
第二種優先株式	—	36	36	—	(注) 2
合計	10,534	736	1,237	10,034	—

(注) 1 普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(368千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(332千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求(19千株)及び従業員持株会専用信託が売却した当社株式(1,182千株)によるものであります。

2 優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,240	15	1,314	7,941	(注) 1
第二種優先株式	—	74	74	—	(注) 2
合計	9,240	89	1,388	7,941	—

(注) 1 普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求(1千株)及び従業員持株会専用信託が売却した当社株式(1,313千株)によるものであります。

2 優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度(平成23年3月31日)及び当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当ありません。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	131,128
関連会社株式	—
合計	131,128

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	131,128
関連会社株式	—
合計	131,128

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	4.52	4.37
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,300	3,203
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,300	3,203
普通株式の期中平均株式数	千株	730,859	732,716
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	3.34	3.18
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	257,904	275,315
うち優先株式	千株	257,904	275,315
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	津		広	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	津		広	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【会社名】 株式会社紀陽ホールディングス

【英訳名】 Kiyoholdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片山博臣

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 和歌山市本町1丁目35番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 片山博臣は、当社の第7期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。